

○金融庁告示第 号

預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）第三十六条第四項の規定に基づき、金融庁長官が指定するものとして次の者を指定し、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年 月 日）から適用し、預金保険法施行規則第三十六条第四項の規定に基づき、金融庁長官が別に指定するものを定める件（平成十三年金融庁告示第十七号）は、同日をもって廃止する。

平成二十六年 月 日

金融庁長官 畑中龍太郎

- 一 銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第一条の表一の項及び同表二の項に掲げる銀行並びに同告示第四条に掲げる銀行持株会社

二 信金中央金庫

三 全国信用協同組合連合会

四 労働金庫連合会

五 株式会社商工組合中央金庫

六 本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）第一条各号に掲げる者